

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和元年十月一日から十二月三十一日までとする。

令和二年二月二十一日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数  
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額  
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
債務の免除 該当なし、その他 十三件  
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
五億千二百五十七万円  
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 福島県中通りの小売業者（震災により店舗が一部損壊、展示用商品も損壊）
- 二 茨城県の製造業者（震災により本社家屋等が一部損壊）
- 三 福島県浜通りの宴会等運営業者（震災により設備等が破損、休業による機会損失の発生）
- 四 岩手県沿岸部の金属製品製造業者（震災により工場が損壊、物流の寸断による売上機会喪失）
- 五 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が全壊、設備等が流出）
- 六 宮城県沿岸部の旅客運送業者（津波により所有車両が水没、震災により事務所、施設が損壊）
- 七 宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により工場・店舗が半壊、機械等も使用不能となった）
- 八 茨城県の水産加工業者（津波により機械装置が全損、原発の風評被害により売上が減少）
- 九 宮城県沿岸部の廃棄物収集運搬業者（津波により建物が全壊、車両が流出）
- 十 宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により工場・設備が流出、一時営業停止を余儀なくされた）
- 十一 青森県沿岸部の建設業者（震災により工場が一部破損、工事中により収益機会を逸失）
- 十二 宮城県沿岸部の機械設計業者（震災により事務所・工場が一部損壊、設計システムが全損、津波により車両が流出）
- 十三 宮城県沿岸部の生花販売業者（津波により店舗、在庫、車両設備等が流失）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

二億九千五百五十九万五千円